

## 市民生活

■水道使用の開始・中止など問い合わせは水道局多摩お客さまセンターへ

■受付時間：月曜～土曜日午前8時30分～午後8時※祝日を除く  
 ■同センター（引越越しや契約の変更）：☎0570・091・100  
 ■料金、漏水修繕など：☎0570・091・101

■剪定枝の拠点収集（9月）  
 無料で引き取りしています

■ご家庭の庭木などの手入れで出た剪定枝は、剪定枝チップ化リサイクルのためなるべく拠点収集会場へお持ちください。収集日と会場は下表のとおり

●剪定枝拠点収集（9月）

| 日程     | 9:00～11:00 | 13:30～15:30   |
|--------|------------|---------------|
| 6日(木)  | 四ツ谷下東公園    | 多摩平第1公園       |
| 7日(金)  | 御嶽上公園      | 高幡不動駅北第四駐輪場入口 |
| 12日(木) | 旭が丘中央公園    | リサイクル事務所      |
| 13日(木) | てっぺん山公園    | さかい公園         |
| 18日(火) | 日野中央公園     | ハケ下公園         |
| 19日(水) | 駒形公園       | 鳥と緑の日野センター    |
| 20日(木) | 落川公園       | 日野台公園         |
| 24日(月) | 新坂下公園      | 黒川地域広場        |
| 25日(火) | (通称)ためき公園  | 沢田公園          |
| 26日(水) | さいかちせき公園   | まつばやし地区広場     |

ですが、「ごみ・資源分別カレンダー」にも掲載していますので参照してください。また、決められた日時以外に会場へ持ち込むと周辺の方の迷惑になります。必ずルールを守りましょう。  
 4 4  
 4 4  
 4 4

# 災害から身を守るために

8月29日～9月9日は耐震キャンペーン！今すぐ耐震化を！

▼木造住宅、ビル・マンション耐震改修工法などの展示会、個別耐震相談会：8月29日(水)～31日(金)午前10時～午後6時※31日は午後5時まで  
 場新駅西口広場※入退場自由  
 詳細は東京都耐震ポータルサイト (<http://www.taishinmetro.tokyo.jp>) を参照  
 東京都整備局建築企画課 (☎03・5338・3348)

▼耐震フォーラム&耐震化個別相談会：9月3日(月)午後2時～5時  
 都庁第1庁舎5階大会議場定500人  
 電話、FAX、またはEメールで。氏名、電話番号、参加人数を記入  
 耐震キャンペーン事務局 (☎03・3370・2411) FAX 03・3370・2017  
 taishin2012@hi-p-td.co.jp



▲山崎晴雄氏 (首都大学東京都環境学部教授)

8月30日(木)午後6時30分～8時30分  
 場ひの煉瓦ホール  
 山崎晴雄氏 (首都大学東京都環境学部教授)

防災講演会「立川断層と地震」  
 市では、東京都から発表された「立川断層帯地震」による被害想定に基づき、平成25年度に地域防災計画の見直しを予定しています。その中で、災害発生後72時間の対応や備蓄については、市民の皆さまの「自助」に頼る部分が大きいと考えています。そこで、立川断層と地震の関係について正しく理解し、日ごろから備えるために、当研究の第一人者である首都大学東京の山崎教授を講師に迎え講演会を開催します。ぜひご参加ください。

防災・救急フェア  
 9月11日(火)午後1時30分～4時  
 場市民の森ふれあいホール  
 市立病院救急科部長講演会「高齢者の突然死」救急体験、防災体験  
 講演会：12人  
 講演会参加の方は電話で申し込み  
 日野消防署 (☎581・0119)

ルールを守って「容器包装お返し大作戦」を進めましょう  
 買ったお店の回収ボックスにペットボトル、トレーなどの資源物をお返しする際は、各店のルールをしっかり守りましょう。  
 また、コンビニエンスストアに設置されているごみ箱は回収ボックスではありませんので、資源物や家庭ごみの持ち込みは絶対におやめください。  
 なお、ペットボトルを市の回収に出す場合は「キャップとラベルを外す、ボトルをすすぐ、平らにつぶす」のルールを守りください。  
 4 4  
 4 4

# 市の情報を公開し、皆さまの個人情報を守ります

## 情報公開制度と個人情報保護制度 平成23年度の運用状況

市では、市民の知る権利を保障するための「情報公開制度」と、プライバシーを保護するための「個人情報保護制度」を実施しています。広報今号では、この2つの制度の平成23年度運用状況をお知らせします。

### 情報公開制度

どなたでも市が持っている情報の閲覧や視聴、写しの交付を求めると(行政情報公開請求)ができます。個人情報などの例外を除き、原則公開します。平成23年度の運用状況は表1のとおりです。

### 個人情報保護制度

プライバシー保護のため、市に個人情報の適正な取り扱いを義務付け、また、本人には市が保有している自己情報の開示、訂正、消去・廃棄、利用中止を求めると(個人情報保護法)の権利を保障する制度です。平成23年度の運用状況は表2・3のとおりです。

### 情報公開や自己情報開示などの請求方法

#### ▶請求場所

市役所1階市民相談窓口内情報公開窓口

#### ▶情報公開請求

郵送、FAXまたは電子申請で受け付けます。また、請求に必要なものはありません。

#### ▶自己情報開示等請求

本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。また、自己情報訂正請求の場合には、情報の誤りを証明するものも必要です。

### 情報公開などの決定と方法

請求日の翌日から原則14日以内に公開・非公開などを決定し、お知らせします。情報の閲覧などで市役所にお越しいただく場合があります。

#### ▶費用

写しの交付には、1枚10円掛かります。

### 不服申立制度

情報公開請求などに対する市の決定に不服がある場合には、市に対して不服申立てができます。申し立てを受けた市は審査会に諮問し、その答申を尊重して最終決定をします。

### 情報公開・個人情報保護審査会

情報公開請求などに係る不服申立てについて、市からの諮問を受けて審査する機関です。市長が委嘱した5人の委員で構成されています。平成23年度の諮問の内容は表4のとおりです。平成23年度は、このうち7件について答申しました。

### 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護の両制度が適正に運営されているかをチェックするために設けられた審議機関です。10人の委員で構成され、うち4人が市民公募の委員です。個人情報の取り扱いについての諮問のほか、コンピューターネットワークの管理運営に関する重要事項なども審議します。平成23年度の審議会への諮問状況は表6のとおりです。

●平成23年度 行政情報公開請求の状況 (表1)

| 決定件数※ | 決定内容 |      |     |     |        |    |
|-------|------|------|-----|-----|--------|----|
|       | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 |
| 93    | 33   | 35   | 8   | 14  | 0      | 3  |

※請求手続件数は77件です。1件の請求に複数の決定を行う場合があります

●平成23年度 自己情報開示請求などの状況 (表2)

| 区分※  | 決定件数 | 決定内容 |      |     |     |        |
|------|------|------|------|-----|-----|--------|
|      |      | 開示   | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 |
| 開示請求 | 16   | 10   | 6    | 0   | 0   | 0      |

※平成23年度は訂正、消去・廃棄、利用中止の各請求はありませんでした

●個人情報取扱事務の状況 (表3)

| 平成23年度中の届出数 |      |     | 平成23年度末現在 |
|-------------|------|-----|-----------|
| 新規事務        | 内容変更 | 廃止  |           |
| 24件         | 104件 | 61件 | 621件      |

●不服申立ての状況 (表4)

平成23年度は、審査会を11回開催しました。諮問件数は、前年度から継続しているものも含めて15件(うち取り下げ4件)ありました。諮問の概要および審査会の判断または審査状況は、次のとおりです。

| 諮問の概要  | 分類 |
|--|----|
| 「観点別学習状況の評価に使用する資料など」の行政情報公開請求に関するもの                     | 1  |
| 「回議書」の行政情報公開請求に関するもの                                     | 1  |
| 「再雇用職員に関する資料」の行政情報公開請求に関するもの                             | 1  |
| 「再雇用するために東京都教育委員会へ提出した資料」の行政情報公開請求に関するもの                 | 2  |
| 「退職金の明細」の行政情報公開請求に関するもの                                  | 1  |
| 「中学校教諭の対応に関する学校側説明」の行政情報公開請求に関するもの                       | 2  |
| 「中学校教諭が所持する児童の評価項目ごとの評価が記載された資料」の行政情報公開請求に関するもの          | 1  |
| 「書籍の増刷後の著作権料の最終的な受取者を示す資料」の行政情報公開請求に関するもの(市長分)           | 1  |
| 「書籍の増刷後の著作権料の最終的な受取者を示す資料」の行政情報公開請求に関するもの(教育委員会分)        | 1  |
| 「土地区画整理審議会の委員の履歴書」の行政情報公開請求に関するもの                        | 2  |
| 「土地区画整理事業評価員の氏名等」の行政情報公開請求に関するもの                         | 4  |
| 「まちづくり条例に基づく開発事業資料」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの         | 4  |
| 「土地区画整理事業において関係者に交付された仮換地の地図の作成の基となった資料等」の行政情報公開請求に関するもの | 5  |
| 「開発事業に関わる見解書および意見書」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの         | 4  |
| 「開発事業に関わる指導書および指導書に対する見解書」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの  | 4  |

※分類欄の数字は、表5の分類欄の数字に対応します

※分類の内容は、平成24年7月24日現在のものです

●審査会の判断・審査状況の分類 (表5)

| 分類 | 内容                            |
|----|-------------------------------|
| 1  | 市の決定を妥当としたもの                  |
| 2  | 市の決定の一部を不当としたもの               |
| 3  | 市の決定の全部を不当としたもの               |
| 4  | 不服申立ての取り下げを受けて、市が諮問の取り下げをしたもの |
| 5  | 審査中のもの                        |

●平成23年度審議会への諮問 (表6)

| 諮問事項           | 件数 | 諮問事項        | 件数 |
|----------------|----|-------------|----|
| 要注意情報の収集       | 3  | 目的外利用の通知省略  | 1  |
| 本人以外からの収集      | 0  | 外部提供の通知省略   | 2  |
| 本人以外からの収集の通知省略 | 0  | 外部とのオンライン結合 | 2  |
| 目的外利用          | 1  | 諮問事項合計      | 11 |
| 外部提供           | 2  |             |    |

平成23年度は7回開催  
 諮問案件数8件

※1つの案件に複数の諮問事項が含まれている場合があります

